

作成日：R4 年 8 月 19 日

令和 4 年度第 4 回 高松圏域自立支援協議会 相談支援部会議事録

日付	令和 4 年 7 月 28 日(木)
時間	9:30～11：00
開催会場	ZOOM、かがわ総合リハビリテーション福祉センター研修室
参加機関等	高松市障がい福祉課、地域生活支援センターこだま、障害者生活支援センターあい、障害者地域生活支援センターほっと、障害者相談支援センターりゅううん、地域活動支援センタークリマ、相談支援事業所ライブサポートセンター、支援センターこがも、生活支援センターサンサン、相談支援事業所ウルカ、相談支援事業所おりがみ、相談支援事業所 EVEN、特定非営利活動法人自立ケアシステム香川、社会福祉法人高松市社会福祉協議会障がい者相談支援センター、相談支援事業所きやら、相談支援事業所ウェルネスサポート、相談支援センターフリーダム、支援センターgaryu、みき相談支援センター、障害者生活支援センターたかまつ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

順不同 計 23 名

議題 1：事業所 PR	
議事	NPO 法人みらいず 7 月 1 日認可 9 月 1 日サービス開始 ※別紙あり 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問 ABA を使いスキル獲得を目指す。事業所内で獲得したスキルを保育所等、本児の所属先で汎化させていくことを目指している AM 完全個別 1 時間の療育 PM 集団ピアトレーニング

議題 2：計画相談空き状況等	
議事	○新規受け入れ状況の確認 【困りごと、相談など】 ○重度身体障がい者の就職支援について PC 操作が堪能だが、身体介護が必要で就職が困難なケースがある。 会社内で介助いただきながら就労されているケースや、制度を利用し

	<p>就労されているケースがあれば情報提供いただきたい。</p> <p>○65歳以上の障がい者の日中活動の場について 長く一般就労をしており、定年後も再雇用で勤めていた。加齢に伴い体への負担もでてきたので退職を考えているが、退職後の日中活動の選択肢が少ない。介護保険は非該当。 就労継続支援B型の利用について、障がい福祉サービス以外の日中活動について情報共有。</p>
--	--

議題3：訪問介護等利用者の負担額の額軽減措置について	
議事	<p>○訪問介護等利用者の負担額の額軽減措置（介護保険課）の対象者について高松市より情報提供 ※別紙資料1～3参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となるかは個別に問い合わせが必要。介護保険の制度なので介護保険課への問い合わせになるが、確認の引き合わせには課を越えた共有が必要となる。 ・障がい福祉課が発行している受給者証では対象になるかはわからない。 ・新高額障害福祉サービス等給付費（障がい福祉課）の現状について8月の相談支援部会にて高松市より報告する。

議題4：情報提供	
議事	<p>○サービス等利用計画書、簡易プラン、申請書等の署名・捺印について 香川県内他圏域には署名のみで対応している地域があることが分かった。自治体によって対応が異なるとは思うが、できれば統一して欲しい。 →サービス等利用計画案、サービス等利用計画書、モニタリングには署名・捺印の欄があるが、利用者と計画を立てた相談支援専門員間での確認する為に必要であり、捺印が無いから市役所で受け付けないことは無い。利用者へ説明し、同意を得られていれば問題ないが、利用者と相談支援専門員間でトラブルにならないように気を付けて対応いただきたい。（高松市）</p>

○放課後等デイサービスと放課後児童クラブの同日併用について
場合によっては同日併用可能となるため、対象条件等は障がい福祉
課と確認して欲しい。

○就労支援部会より情報提供
・ジョブチャレかがわ2022
8月22日（月）かがわ総合リハビリテーションセンター2階

○東部養護学校より周知
サービス利用児童の担当者会議にはぜひ参加したいので依頼して欲
しい。東部養護学校で行う場合に限り参加できる。

○エリアミーティングについて
・エリアごとに特定相談支援事業所の相談員が集まって事例検討や
研修、情報交換をおこなっている。
・現在4つのエリアに分かれて実施中で、開催頻度や内容はエリアご
とに異なる。
・対象事業所には高松市障がい者基幹相談支援センター地域拠点か
ら日程連絡をしている。

○担当者会議について助言が欲しい
担当者会議に各養護学校の教員はWebで参加することはできるの
か？参加された事例があれば教えて欲しい。
→高松養護学校、中部養護学校共にZoomで担当者会議に参加して
いただいたことがある。

○新型コロナウイルス感染症、感染防止対策について
・集合形式の研修に不安がある。
・在宅ワークを再開している特定相談支援事業所もある。
・訪問や担当者会議についてひかえて欲しいと言われる事業所も出
てきている。相手の希望に合わせて支援していきたい。面接では広い
部屋を使う、Zoomを活用するなども考えて欲しい。
・「マスクはしますか？」と相手に聞くようにしている。マスクをし
ないで欲しいとおっしゃる方もいる。

○でけでけ隊について

- ・夏休みに入り問い合わせ増えており、相談員から聞いて来たという人もいる。
- ・あくまでも余暇チームなので、保護者も参加が必要となる。子供だけを預かることはできないので知っておいて欲しい。

○香川県てんかん協会より 別紙資料有

- ・9月25日13時～17時 オンライン講演会

○次回相談支援部会

8月18日（木）9時半～11時

Zoomと会場のハイブリット開催の予定

災害時、緊急時プランの研修については安心して対面開催できるようになるまでは延期する可能性あり

資料1

高松市訪問介護等利用者の負担額の減額措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点から実施する低所得者（生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者をいう。以下同じ。）の利用者負担についての特別対策に基づき、市が実施する介護保険の訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月1日施行）に定める介護予防訪問介護相当サービスを利用する低所得者の負担額（以下「利用者負担額」という。）の減額措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額の範囲及び割合)

第2条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額の支払を要しないとされている者であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、その者の利用者負担額を減額し、利用者負担割合を零とすることができます。

- (1) 第1号被保険者であって、65歳に達する日以前のおおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護および家事援助をいう。）を利用していたもの
- (2) 40歳以上64歳以下の者であって、特定疾病によって生じた身体上または精神上の障害が原因で要介護又は要支援の状態となったもの

(減額の申請)

第3条 前条の規定による利用者負担額の減額措置を受けようとする者は、訪問介護等利用者負担額減額申請書（障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額軽減措置）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
2 申請者は、前項の規定による申請の際、介護保険被保険者証及び身体障害者手帳を市長に提示しなければならない。

(減額の決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審

査し、利用者負担額の減額の承認又は不承認の決定をする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により利用者負担額の減額の承認又は不承認の決定をしたときは、訪問介護等利用者負担額減額決定通知書（障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額軽減措置）（様式第2号）により申請者に通知する。

この場合において、当該決定が承認をする旨のものであるときは、訪問介護等利用者負担額減額認定証（障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額軽減措置）（様式第3号。以下「減額認定証」という。）を併せて交付する。

(減額認定証の再交付)

第6条 減額認定証の交付を受けた者（以下「減額利用者」という。）は、減額認定証を紛失し、又は損傷したときは、訪問介護等利用者負担額減額認定証（障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額軽減措置）再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

2 減額利用者は、前項の規定による申請の後、紛失した減額認定証を発見したときは、その減額認定証を速やかに市長に返納しなければならない。

(減額の実施)

第7条 減額利用者は、訪問介護のサービスを利用するときは、あらかじめ、減額認定証を当該サービスを行う事業者に提示するものとする。

2 訪問介護のサービスを行う事業者は、前項の提示があったときは、利用者負担額の減額を行い、その各月の減額分を所定の方法により香川県国民健康保険団体連合会に請求しなければならない。

(住所、氏名等変更の届出)

第8条 減額利用者は、住所、氏名又は介護保険被保険者証若しくは身体障害者手帳の内容に変更を生じたときは、直ちに訪問介護等利用者負担額減額異動届書（障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額軽減措置）（様式第5号）に減額認定証を添えて、市長に提出しなければならない。

(減額理由消滅の届出)

第9条 減額利用者又はその属する世帯の世帯主は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに訪問介護等利用者負担額減額異動届書（障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額軽減措置）に減額認定証を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

(準用規定)

第10条 第3条第2項の規定は、前2条の規定による届出をする場合について準用する。

(決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、減額利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担額の減額の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用者負担額の減額を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかつたとき。

(諸帳簿)

第12条 市長は、減額状況を明らかにするため、必要な帳票を備え、常に記載事項について整理するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正前の様式第1号、第3号及び第5号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

資料2

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。)を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円
- イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの
- ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの
- 三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円
- 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあっては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号、第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第二号及び第四十三条の五第六項において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

(平一八政三一九・平一九政一五六・平二〇政二一二・平二二政一〇六・平二四政二六・平二五政三一九・平三〇政五四・平三〇政二三一・令二政三八一・一部改正)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

資料3

(令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第二十七条 令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護(生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(平二二厚労令五九・平二四厚労令四〇・平二五厚労令一二四・一部改正)